

# 学校が定める生徒の守るべき事項

## I 服装に関する規定

### (1) 制服

- ① 黒の詰襟服（標準型学生服）に所定のボタンと襟章（右：校章）を付けたものとする。
- ② 変形学生服は厳禁とする。
- ③ ワイシャツは白ワイシャツ（標準型）に胸章（アイロンシール）を付けて用いる。  
夏季は半袖ワイシャツ、ポロシャツ（学校指定）でもよい。
- ④ ワイシャツの下に着るシャツは白地とする。

### (2) 靴

- ① 通学用靴は、黒または茶の短靴または運動靴とする。
- ② 上履きは、記名した所定のものを用いる。

### (3) 防寒着

- ① 防寒着は、華美でないものとする。部活動等で使用する防寒着は認める。
- ② 防寒対策としてのインナーは、学生服からはみ出さないこと。

### (4) 頭髪

- ① 頭髪は清潔感を与えるものとする。前髪は衛生面を考慮し、目にかからないことが望ましい。後ろは襟にかからない程度とする。
- ② パーマ、剃り、脱色、着色等の加工調髪は厳禁とする。

### (5) 体育時の服装

学校指定の体育着及び体育館シューズを使用すること。屋外の体育シューズの指定はないが、運動靴がのぞましい。

### (6) 異装届

やむを得ず異装しなければならないときは、異装届を提出すること。

## II 交通に関する規定

- (1) 原付や自動二輪車等について、免許の取得・同乗は原則として禁止する。
- (2) 普通乗用車の免許取得については、本人、保護者、担任、学年主任、生徒指導部で慎重に審議し、決定するものとする。  
ただし、就職内定者及び進学内定者が普通免許を取得する希望がある場合は、取得願を提出し、校長が申請生徒の状況を判断の上、下記条項を厳守させる条件のもとで許可する。
  - ① 不振科目を持たないこと。
  - ② 教習開始を許可する時期を就職内定者・自動車整備等の専門学校内定者は11月1日とし、その他の進学内定者は家庭学習開始日とする。
  - ③ 教習のための授業の欠席は認めない。また、考査一週間前等は教習を禁止する。
  - ④ 無断取得または上記に違反した場合は、特別指導とする。
- (3) 自転車通学者は、ヘルメットを着用する。（令和3年4月1日より努力義務化）
- (4) 自転車利用者は、条例に定められたとおり自転車損害賠償保険等に加入すること。
- (5) 自転車の並列走行、一時不停止、二人乗り等、交通法規に反する行為を禁ずる。
- (6) 自転車通学者は、雨天の場合雨合羽を着用する。傘さし運転をしないこと。
- (7) 自転車の種類については、特に規定は設けていないが、改造自転車は禁止とする。
- (8) 自転車には所定の鑑札を付し、所定の場所に置き、鍵をかけること。

## III 生活習慣に関する規定

- (1) 欠席、遅刻、早退の場合は、必ずその理由を学級担任に連絡すること。
- (2) 忌引、受験等の場合は、欠席としては扱わない。忌引については学則19条の3による。
- (3) 始業より終業まで、無断で校外に出ることは禁止する。やむを得ず外出する場合は、学級担任の許可を得るとともに、外出許可証を携行する。

- (4) 校外の行動については、次の事項を厳守すること。
- ① 高校生として好ましくない場所への出入りは、絶対にしないこと。
  - ② チーム・暴走族等の非行集団には加入しないこと。
  - ③ 深夜の外出はしないこと。午後10時以降は条例により、保護者同伴であっても補導の対象となる。
  - ④ アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別の事情がある場合は、保護者・生徒・担任・学年主任の四者でその必要性を十分話し合い、その必要性がある場合、事業主との雇用契約の写しを添えて、届出を提出すること。  
※特に1年生の一学期は学校への適応指導が優先されるため禁止とする。
  - ⑤ 旅行については、事前に学級担任に連絡をし、海外旅行と学生割引が必要な場合のみ旅行届を提出すること。
  - ⑥ 法律違反や犯罪行為は絶対にしない。(飲酒・喫煙・窃盗(万引き)・薬物乱用等)
  - ⑦ SNSへの不適切な書き込み、写真等の無断掲載はしないこと。
- (5) 自分の物を大切にし、所持品には必ず記名し紛失しないようにすること。
- (6) その他
- ① 通学用の鞆はスポーツバック、リュックサック等とする。
  - ② ピアスやネックレス等の装飾品はつけない。
  - ③ 漫画やゲームなどの授業に不必要な娯楽品を学校に持ってこない。
  - ④ 校内で携帯電話を使用しない。電源を切り鞆にしまっておく。また、館林高校スマホルールを遵守すること。